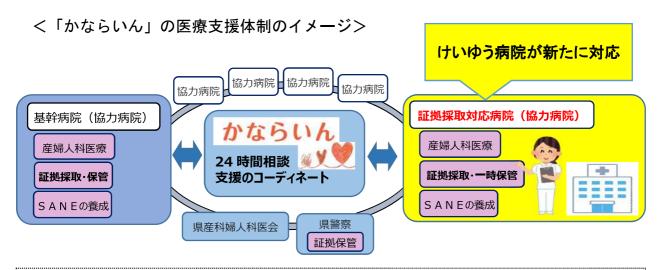
(神奈川県くらし安全交通課)

かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター 「かならいん」の証拠採取について

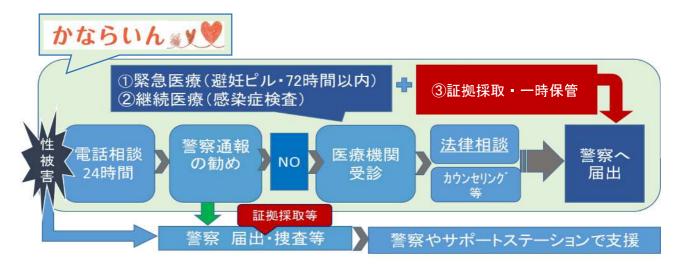
1 協定の目的

○ 県が運営する「かならいん」の機能を強化し、証拠採取の実施に向け、医療機関等と連携して体制を整備することにより、被害の届出を躊躇する被害者の心身の負担を 軽減しつつ、被害の潜在化防止を図る。



を A N E (性暴力対応看護師):心身に傷を負った性暴力の被害者に適切なケアを提供するための訓練を受けた看護職 (保健師・助産師・看護師)。(Sexual Assault Nurse Examiner)

2 証拠採取の流れ



証拠採取 性犯罪・性暴力被害者が、後に届出の決意をした場合に備え、加害者由来の DNA 等が含まれ、証拠となる可能性のある体液等を、あらかじめ、医療機関で被害者から採取し、保管しておく仕組み。